

第1章 農林水産業・食品

中国における生活水準は引き続き向上している。2021年の中国の1人当たりGDPはドル換算で1万2,000ドルを超え、2010年の水準からは倍増した。1人当たり可処分所得は3万5,000円を超え、10年前からはおよそ3倍に伸長した（中国国家统计局）。

2019年には1000万人に迫った訪日中国人だが、2020年以降はコロナ禍により往来は極めて限定的な人数にとどまっている。しかしながら、中国の消費者の日本食、日本産食品への需要の大きさは衰えず、2021年の日本から中国向けの農林水産物・食品輸出額は前年比35%増の2,224億円に増加し、国・地域別の輸出額として初めて首位となった（日本財務省）。

よって日系食品関連企業にとっては販売機会拡大の好機と捉えられると共に、日本と異なる法規制・工場事情・流通事情・商習慣に対応し、中国消費者の食生活の向上に貢献すると同時に、中国の食品関連政府部門に協力し、より健全な市場環境作りに尽力していきたいと考える。

農林水産業・食品の現状

食品製造業・小売業について

2020年以降、中国における新型コロナウイルス感染症が断続的に拡大し、繰り返される防疫措置や行動制約は食品製造業や飲食業に少なからぬ影響を及ぼしている。2021年の食品製造業の売上高は2兆1,000億元と前年比10.0%増、利益総額は1,653億5,000万元と前年比0.1%減となった。飲食業の売上高は4兆9,000億元と前年比18.6%増加した（国家统计局）。また、1人当たり飲食費は前年比18.6%増の3,320円となった（中国烹饪協会）。

消費グレードアップのトレンドはコロナ期間中も継続しており、食品、飲食サービス分野においても「高品質」「健康」「安全・安心」をキーワードとした需要は堅調であった。「オンラインデリバリー」も利用者の拡大が継続している。

食品関連法規について

2018年12月29日、「食品安全法」の修正案が全国人民代表大会で可決された。改正食品安全法では、保健食品、オンライン上の食品売買、食品添加物など今までカバーされていなかった内容が含まれたほか、消費者利益を侵害した場合、小売業者も責任を負うことが明確になっている。また、監督管理機関を明確にし、オンライン上での販売者実名登録を義務付け、食品安全管理責任を明確にしている。

国务院食品安全委员会より2019年5月30日に「2019年食

品安全重点作業計画」が発表された。食品安全強化、現代的な食品安全管理体制構築など食品安全に関する10大行動計画を含む21項目を発表し、食品安全に対する仕組み作りや管理強化策を打ち出している。

2020年、国务院は「冷链（コールドチェーン）食品追溯管理工作に関する通知」を発表した。各地方政府が追跡管理システムを設立し、海外から輸入した冷凍食品と生鮮食品（肉類と水産品を中心に）を対象に品目や数量、産地、検疫などに関するデータの登録を義務化する。

2021年4月12日、中国税関総署は「中国輸出入食品安全管理弁法」を公布し、2022年1月1日施行した。

2021年4月29日、全国人民代表大会はフードロスを禁止する「反食品浪費法」を可決、施行した。

表：食品安全に関する法律および組織体制の整備

2009年	中国食品安全法施行、中国食品安全法实施条例施行
2013年	国家食品药品监督管理总局（CFDA）設置。食品生産の衛生安全の一元管理
2015年	改正中国食品安全法施行
2016年	改正中国食品安全法实施条例施行
2018年	国家市场监督管理总局（SAMR）設置。流通分野も加え食品安全を一元管理
2019年	再改正中国食品安全实施条例が2019年12月1日施行。
2020年	冷链（コールドチェーン）食品のトレーサビリティ管理システムの設立
2021年	中国輸出入食品安全管理弁法施行
2021年	中国反食品浪費法施行

日本食レストランの動向

中国における日本食レストラン数は近年急増し、2019年に約6万4,873店と2017年の4万1,000店から1.6倍に増加し、国別では日本以外で世界1位となっている。また、ジェトロの調査によると、在留邦人が多い上海では日本料理店舗数は2020年末時点で4,447店舗と2013年と比べて2.6倍となった。また、四川省の成都では日本料理店の出店増加が特に顕著で、2020年末時点で1,665店舗と2013年と比べて7.6倍となった。

農林水産物貿易統計

2021年、中国の農産物の輸入総額は2,198億ドルと総輸入額の約8.2%を占めた。農産物輸出総額は843億5,000万ドルと総輸出総額の約2.5%を占めた。輸入が多い品目は大豆、豚肉、乳製品、輸出は水産品、野菜、果物などである（中国税関総署）。

2021年の日本から中国向けの農林水産物・食品輸出額は前年比35%増の2,224億円に増加し、国・地域別の輸出額として初めて首位となった（日本財務省）。

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の状況

2020年11月15日、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとASEANの10カ国、合計15カ国が地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に署名し、農林水産品や工業製品にかけられていた関税の撤廃や引き下げなど20分野について合意した。今後中国向けのほたて貝や日本酒・焼酎などの農林水産品の関税が段階的に撤廃される。RCEP協定は2022年1月1日に発効した。その後、同協定は2月1日より韓国に対して、3月18日よりマレーシアに対しても発効した。同協定により、日中間の貿易拡大が期待される。

また、中国は2021年9月16日に、日本をはじめとする11カ国が参加する環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)への加入を正式に申請した。

日系企業が直面している問題点

生産許可関係

- ①中国消費者の食生活が飛躍的に向上しており、海外から多くの食品や食スタイルが中国に入っている。その中に、中国の既存分類にない食品分野または新規開発商品が数多く存在する。現状では、それらの食品の生産認可は従来の基準に準拠せざるを得ず、これでは食品本来の風味や品質をすべて再現するのが難しくなる。中国消費者への海外食の広がりが制限されてしまっている現状である。
- ②中国では、フローズンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）の販売は食品経営許可書の複熱商品の許可申請が必要であり、複熱商品取扱の場合保管、調理エリア、人員管理などの条件がある。現状流通過程での解凍作業を認める前例はなく、商品提供の選択の幅を狭くしている。

食品輸出入関係

- ①2011年3月の東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響で、10都県産の多くの食品品目において輸入制限が行われているが、2018年11月28日公布の海関総署公告により、新潟産米の輸入が許可された。しかし、一般的にリスクが低い酒類など、ほかの多くの品目についてはまだ輸入許可がされていないので、引き続き政府関連部門に規制緩和を働きかけなければならない状況である。
- ②輸入食品添加物は通関の際、規定に則った検査に合格しなければならない。中国国家標準（GB）において、規格・基準・試験方法が策定中の食品添加物については、試験方法が未定との理由で検査が実施されず、衛生証明が発行されない可能性がある。策定中の場合の救済措置も現状確認できない。
- ③2017年11月公布の「出入境検疫管理規定」で食品輸入手続のガイドラインが具体化された。これは地域によって通関業務の運用統一性が欠けていたことに対して、当局が対策を講じたものである。このガイドラインの徹底実施を引き続き期待したい。輸入食品の流通には、衛生証明書（2021年1月からは記載事項が追加）が必須になっているため、通関ができていても証明書の手続に時間を要すると、賞味期限の短い商品は廃

棄せざるを得ない。現状では、輸入食品が中国の港についてから、実際流通するまでに1カ月以上を要しており、同じ品目を複数回輸入しても同様の手続を踏まねばならず、短縮されていない。これでは、日本から欧州（例えば英国）に船便で輸出するリードタイムと大差がない。

- ④2019年12月19日、中国海関総署と農業農村部の公告により、2001年から継続されていた牛肉輸入禁止について、生後30カ月以内の牛肉であれば輸入規制緩和対象となった。しかしながら検疫検査要求は別途決めるとの内容であり、早期の対応が望まれる。
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策としての輸入冷凍食品への管理が強化され続けているが、検疫現場での実務滞留、要求書類の不統一、通達不徹底による現場での混乱が見られ、現に日本からの冷凍食品の輸出を見送った事例も発生している。
- ⑥2021年4月12日、中国税関総署は「中国輸入食品海外製造企業登録管理規定」を公布し、2022年1月1日施行した。中国向けに食品を輸出する国外製造、加工、貯蔵企業は中国税関への登録が必要になった。また、中国向けに食品を輸出するに当たり、食品の内部と外部包装上に登録番号の記載が必要となっている。

飲食業関係

中国では飲食店で食事をする際、酒類を持込むことを許す商習慣が昔から存在する。酒類を飲食店に持ち込む行為は、当然飲食店の利益にダメージを与える。しかし、2013年12月9日、北京市工商局が「飲食店における六種の不公平行為の禁止」の通達を発表し、酒類および飲料の持込禁止が解除された。この通達に対して、消費者は歓迎するが、中国調理協会・中国観光ホテル協会などの業界団体は猛反発し、当時は激しい議論が続いた。

2014年2月14日、最高人民法院が最終見解を公表し、飲食店による酒類および飲料の持込禁止は違法との認識を明確にした。持込禁止は「契約法」および「消費者権益保護法」に違反する行為に当たり、消費者は飲食店に対して持込禁止は無効だと主張できるとしている。

一方、北京市工商局の見解によれば、持込禁止は違法だが、消費者から合理的な持込サービス料を徴収することは違法ではない。日系飲食店においても、非常に納得しがたい商習慣ではあるが、自己保護のためにも対応策を考える必要がある。

保質期の表示問題

中国では、食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に「保質期」の表示が要求される。これは日本の「消費期限」に相当する。一方、日本では腐敗しやすい食品には「消費期限」を表示し飲料や缶詰など比較的に長期保存（3カ月以上が目安）できる食品には「賞味期限」を表示している。日本の食品関連企業は、食品の風味が変わり始める期限を賞味期限であると認識している。中国で食品の保質期を決める際、日本の賞味期限の考え方をそのまま保質期に適用すると、不利に保質期を短くしてしまう恐れがあるので、よく調査したうえで現地事情にあった対応を行うことが望まれる。

＜建議＞

1. 生産許可関係

① ラベルの原料記載内容の見直し

食品安全国家标准「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装のラベル記載事項に、原料欄には「その構成物質および配合量」等を表示する旨が明記されている。しかしその表示は企業ノウハウの漏えいにつながる恐れがあるので、詳細をラベルに記載せず、別途生産標準や製造規格書の提出等の対応を要望する。

② 新しい食品分野の基準策定

食品分野の許認可申請に関して、海外由来食品や酒類などの拡大のためにも、既存の食品分類にない新分類（日本式食品や清酒・みりんなど）の認可基準の策定を要望する。

③ 食品工場の立ち入り検査の基準統一

新しい法律、条例および通達等の施行に伴う政府関係各部署の生産現場立ち入り検査の際、担当者毎に、基準が異なる案件が度々発生している。食品工場への立ち入り検査は頻繁に実施されるため、基準の相違は、生産性の低下および大きな設備投資案件となり、非常に対応しにくい。担当者への研修強化などを通じた基準の統一を要望する。

2. 食品輸出入関係

④ 日本産食品の輸入規制の解除・緩和

2011年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に伴い、2018年11月に新潟県産の米が解禁されたものの、それ以外の10都県産全ての農産物・食品に対する輸入規制措置が未だに執られている。また、残る37道府県においても野菜、果実、乳製品等の中国への輸入が事実上できない状況にある。さらに、37道府県産食品は成田空港等の在10都県物流拠点を經由した輸出ができない状況となっている。震災から10年が経過し、多くの国・地域が規制を解除する中、中国は世界で最も厳しい規制を続けている。中国の消費者の食生活を豊かにするため、科学的な根拠に基づいて究明を早めていただき、これらの輸入規制措置の早期解除・緩和を要望する。

⑤ 輸入食品添加物のGB策定の加速

2018年6月公布の「GB 1886.301-2018 食品添加物 ガラクトマンナン」により、該当食品添加物の規格・基準・試験方法が策定されたことを評価したい。今後も中国の消費者の食生活を豊かにすべく、日本で安全に使用されている食品添加物（例えばクチナシなどの天然色素など）が輸入できるよう、ほかの輸入食品添加物のGBの策定も早期に進めるよう要望する。

⑥ 不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化

食品は消費者の健康に直接かわるため、正規輸入によって検査検疫を受けることが非常に重

要となる。密輸品、個人輸入品や越境ECの転売等により、市場では未だに輸入ラベルのない商品や偽造の輸入ラベルを貼ってある商品などが販売されている。このことは特に日本料理店など仕入れルートが監督管理しにくい販売先で見られる。不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化を要望する。

⑦ 新型コロナウイルス防疫強化における冷凍食品の実務運用ルール明確化

新型コロナウイルス感染症対策としての輸入冷凍食品への管理が強化され続けているが、検疫現場での実務滞留、通達内容不徹底による現場での混乱がみられる状況。また、食品工場、倉庫、飲食店現場での立ち入り検査において、営業・事業に突発的な中断を余儀なくされ、安定的な事業活動に支障が発生するケースがある状況。防疫政策への全面協力は当然のことではあるものの、その運用ルールにおいては通達の徹底と明確化を要望する。

3. 食品物流関係

⑧ 食品物流車両の例外措置

大気汚染・赤色警報などの発令の際、急な車両規制は食品業界では賞味期限の課題があり、流通在庫が最低限のため、輸送の遅れは国民生活へ直結する。日常では車両GBに違反する車両の排除を優先し食品物流車両については規制対象から除外する等の例外措置を要望する。

⑨ 物流過程での温度帯変更

中国では、フローズンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）は現状流通過程での解凍作業を認める前例はない。日本では、メーカー、中間流通業者は冷凍で商品を保管し、流通段階で自然解凍して店舗では冷蔵で販売する事で食提供の幅が拡大している。中国消費者の食の選択肢の拡大となるため、中国でも同様の対応を要望する。

4. 消費者対応関係

⑩ 悪質クレーマー行為に対する公正な判断

近年、人為的な賞味期限の消去や故意の異物混入等悪意のあるクレーマー行為が散見される。2022年3月、国家市場監督管理総局が発行した「市場監督管理投訴挙報処理暫行弁法」（2022改正版）は2022年5月1日から施行され、苦情専門のプロが行う職業上の主張を規制するものであり、企業における監督管理部門の負担が軽減できると考えられ、暫定弁法より一歩踏み込んだ対応を要望する。